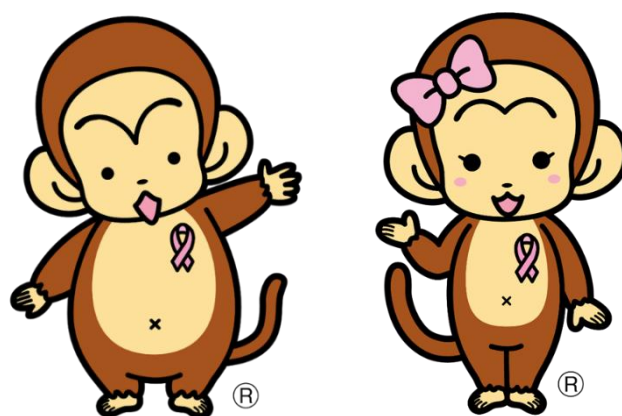


特例退職被保険者制度 ご加入の手引き



日本生命健康保険組合

2024年2月

特例退職被保険者制度の概要

1. 目的

日本生命健保に一定期間以上在籍した60歳以上の老齢厚生年金受給者に対し、後期高齢者医療制度適用（75歳又は65歳以上で一定の障がいの状態にある方）までの間、引続き日本生命健保の被保険者として医療給付や人間ドック等の保健事業を行い、疾病の予防、健康の増進および生活の安定を図ることを目的とします。

2. 加入資格要件

退職する方及び定年後再雇用職制等に移行となる方で、次のいずれの要件も満たしていることが必要です。

- (1) 日本生命健保の被保険者であった期間が20年以上である、または40歳以降の日本生命健保の被保険者期間が15年以上あること。（いずれも任意継続被保険者期間は含まない）
- (2) 老齢厚生年金の受給権が発生していること。
- (3) 日本国内に住民登録していること。
- (4) 後期高齢者医療制度の加入者でないこと。

(注)老齢厚生年金受給権が発生後、国保や家族の被扶養者になることを選択した場合は、特例退職に加入できません。

3. 必要書類

- ・「被保険者資格取得届 兼 被扶養者異動（認定）届」
- ・世帯全員分の住民票（原本）
※発行日より3ヵ月以内、本籍・マイナンバー（個人番号）以外省略不可
- ・厚生年金証書(写)
※年金請求書(写)(年金事務所の受付印があるもの)、ねんきん定期便(写)(年金見込額の記載があるもの)、すでに年金を受給されている場合は「年金額改定通知書(写)」「年金振込通知書(写)」でも代用可
- ・「口座振替依頼書」

※任意継続満了前に特例退職制度へ加入される場合、「任意継続被保険者資格喪失届」を提出してください。

4. 申請期限

厚生年金証書が到達した日の翌日から3ヵ月以内に申請書類が当組合に到着することが必要です。

但し、定年後再雇用職制等へ移行、任意継続及び強制適用の健保から移行の場合は資格喪失日から3ヵ月以内との何れか遅い期日を申請期限とします。

なお、資格取得希望日より1ヵ月以上遅れた場合は、受付日をもって資格取得日とし、その間の保険適用はありません。

5. 家族の加入

日本生命健保の被扶養者となっていた方で引き続き被扶養者の加入を希望される場合は「被保険者資格取得届 兼 被扶養者異動(認定)届」で申請ください(添付書類は不要です)。新たに被扶養者(特例退職被保険者の収入によって生計を維持されている方が対象)を追加される場合は、「申請理由別添付書類一覧」で必要書類を確認のうえ「被扶養者異動(認定)届」で申請ください。認定基準は在職中の被扶養者認定と同じです。

「被扶養者異動(認定)届」、「申請理由別添付書類一覧」は、日本生命健保オフィシャルホームページ(以下、ホームページという)より出力してください。

認定基準概要

- (1) 特例退職被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹または同居のその他三親等以内の親族であること。
- (2) 年収が130万円未満(60歳以上または、障がい者(おおむね障害厚生年金を受けられる程度の障がい者)の場合は180万円未満)であり、かつ特例退職被保険者の退職後収入の1/2未満(別居の場合は仕送り額未満)であること。
ここでの収入は年金・恩給・不動産・利子など全ての収入を対象とする。
- (3) 雇用保険を受給している期間は原則被扶養者として認定対象外。(受給日額によっては認定可能です。)
- (4) 別居時の送金確認は金融機関の送金控等によって行い、同一市町村に居住の場合などでも例外の取扱はありません。但し、配偶者・学生の子の申請の場合は不要です。

6. 保険料

- (1) 保険料金額
 - 健康保険組合規約に定めた標準報酬月額に日本生命健保の保険料率を乗じた額(加入者全員一律)また保険料率の改定によって金額が変わりますのでご注意ください。
 - 保険料は全額被保険者負担です。(会社負担はありません。)
- (2) 介護保険料金額
40歳以上65歳未満の方から介護保険料を徴収します。(65歳以降は、市区町村に徴収機関がかわります。)
- (3) 払込方法
 - 「健康保険資格取得届」を日本生命健保へ提出後、日本生命健保より初回保険料と自動引落開始までの期間の納付書を送付します。指定の納付期日までに納付してください。(振込手数料は本人負担)
 - ※保険証は初回保険料の入金確認後、登録住所に発送します。
 - 送付した納付書で保険料を納付いただいた後の保険料は、預金口座からの自動引落です。(資格取得時に登録された口座(年金受給口座)です。)
 - 保険料の払方は半年前納又は1年前納の取り扱いとなります。(一定率の値引きあり)
 - ※詳細は後述の「保険料納入について」を参照ください。

7. 保険給付

在職中と同じ条件で健康保険の給付等が受けられますが、傷病手当金は支給されません(継続給付含む)。

詳細については、P6[保険給付について]を参照ください。

8. 保健事業

以下のような事業を中心に展開しています。

- (1) 機関誌発行（年2回）
 - (2) 健康診断、各種検診補助
※受検年度末（3月31日時点）の年齢が74歳以下の方
 - (3) 無料健康相談
 - (4) 家庭用常備薬斡旋（インターネット購入のみ）など
- 詳しくは、ホームページよりご確認ください。

9. 資格喪失

次のいずれかに該当した場合は被保険者の資格を喪失します。
必ず当健保まで「特例退職 被保険者資格喪失届」を提出してください。

	事 由	喪失日
1	他の会社に就職し、健保の被保険者になったとき	他健保の資格取得日
2	65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度の適用を受けたとき	後期高齢者医療制度の資格取得日
3	死亡したとき	死亡日翌日
4	家族の被扶養者となったとき	被扶養者の認定日
5	海外居住したとき（日本国内の住民票を除票された場合）	除票日
6	生活保護の対象となったとき	対象になった日
7	本人からの申し出（国民健康保険に加入等）	「喪失届」を当組合で受付した翌月1日
※以下に該当の場合は「資格喪失届」は提出不要です。		
8	75歳となり後期高齢者医療制度の適用を受けたとき	誕生日当日
9	<u>保険料を納付期日までに納付しなかったとき</u>	納付期日（10日※金融機関非営業日の場合翌営業日）の翌日

保険料の納入について

1. 保険料の決定

健康保険組合規約に定めた標準報酬月額に日本生命健保の保険料率を乗じた額（加入者全員一律）です。

※健康保険組合規約に定めた標準報酬月額や保険料率の変更があった場合、保険料は変わります。

2. 保険料の前納

保険料の納入は半年前納・1年前納（一定率の割引あり）の取扱となります。

前納保険料（R6年4月現在）

払込方法	前納保険料	健康保険	介護保険料
1年前納	510,495 円	431,405 円	79,090 円
半年前納	257,750 円	217,817 円	39,933 円

前納期間（前納期間を残して資格を喪失した場合は、未経過保険料を返還します。）

払込方法	前納期間	資格取得日	初回前納保険料
1年前納	4月～翌年3月分まで	4/1～2/末	資格取得月の翌月～3月分までの保険料
		3/1～3/末	資格取得月の翌月～翌年3月分までの保険料
半年前納	4月～9月分まで、および 10月～翌年3月分まで	3/1～8/末	資格取得月の翌月～9月分までの保険料
		9/1～2/末	資格取得月の翌月～3月分までの保険料

※資格取得月は、月納扱いの保険料となり割引はございません。

※資格取得月の翌月から前納扱いの保険料となりますが、**資格取得月の月末までに保険料のお支払がない場合は、前納扱いとなりません。**健康保険法施行規則第139条（例えば、4月取得で半年前納の場合、5月～9月分が初回前納保険料となり、4月末までに保険料のお支払が必要です。）

初回保険料納付書の発送時期によっては、前納の開始時期が取得月の翌月にならない場合がございます。

3. 保険料の納入方法

加入申請時に記入いただいた口座から、自動引落としとなります。自動引落開始まで、時間を要しますので、それまでの保険料は納付書にてお振込みをお願いします。**（振込手数料は本人負担）**

※申請手続き完了後、健保組合より納付書を送付します。

・1年前納・・・3月27日

・半年前納・・・3月27日と9月27日

〕 休日の場合は翌営業日

※引落の金額および引落日は、引落の10日程前に「保険料納入告知書」（ハガキ）にて連絡しますので、引落日前日までに必要金額を口座にご準備ください。

※保険料が引落される通帳には“NS ニッセイケンポ”と印字されます。一部の金融機関は“NS” “ニコス” “NICOS”等と印字されます。

また、引落毎に領収書の発行はしませんが、1月中旬に前年分の「保険料納入証明書」を送付します。確定申告の社会保険料控除の際、必要になりますので大切に保管してください。

4. 預(貯)金口座登録手続

保険料引落のため取引口座の登録をしていただきます。

「資格取得届」および「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、両方とも健康保険組合へ提出してください。

※口座の登録にあたっては厚生年金又はニッセイ年金の受給口座を登録してください。

（但し、信用組合の場合はのぞみ信用組合のみ登録できます。）

※取り扱える金融機関は全国の銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行・のぞみ信用組合です。その他の金融機関の口座はお取扱いきませんので、上記金融機関に口座を開設してください。

※口座振替依頼書の提出を頂かないと資格取得ができませんのでご注意ください。

各種手続きについて

各種申請書（白紙帳票）はホームページの“申請書ダウンロード”から出力ください。

申請する内容		申請手続き
被扶養者の異動	申請	新たに被扶養者を申請するとき⇒「特例退職 被扶養者異動(認定)届」を提出
	削除	被扶養者を削除するとき⇒「特例退職 被扶養者異動(削除)届」※を提出
資格喪失		<p>「特例退職 被保険者資格喪失届」※の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就職し、健保の被保険者になったとき ② 65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度の適用を受けたとき ③ 被保険者が死亡したとき ④ 家族の被扶養者となったとき ⑤ 海外居住したとき（日本国内の住民票を除票された場合） ⑥ 生活保護の対象となったとき ⑦ 本人からの申し出（国民健康保険に加入等） <p>※以下に該当の場合は「資格喪失届」は提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 75歳となり後期高齢者医療制度の適用を受けたとき ⑨ 期日までに保険料の納付がされないとき
保険証・高齢受給者証の再交付を希望するとき		「特例退職 健康保険証・高齢受給者証・限度額認定証 再交付申請書」※の提出
限度額認定証の交付を希望するとき		<p>ホームページからWEBにて申請</p> <p>※70歳以上で「高齢受給者証」の一部負担の割合が2割の方は、高齢受給者証を医療機関窓口へ提示ください。（限度額認定証の申請は不要です）</p> <p>※非課税者の方は、ホームページより「特例退職用 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」※を出力のうえ提出</p>
住所・電話番号・金融機関がかわったとき		<p>「特例退職 住所・金融機関等変更届」※の提出</p> <p>※金融機関変更の場合、「口座振替依頼書」※の提出も必要</p>
その他の変更があるとき		「特例退職 氏名・生年月日・性別等変更届」※の提出

※全国のコンビニ(ファミリーマート・ローソン・ポプラ)に設置されているマルチコピー機からも出力できます。詳しくはホームページを参照ください。

保険給付について

1. 保険給付

健康保険では、被保険者（本人）と被扶養者（家族）が業務外で発生した病気・けが、または出産・死亡の場合に、医療を提供したり定められた各種の給付金を支給します。これを保険給付といい、医療を給付する方法を現物給付、現金を給付する方法を現金給付と呼びます。

給付の対象となるのは、あらかじめ保険の適用が認められている療養に限られています。

(1) 現物給付の給付割合（外来・入院）

年齢別		給付	自己負担
義務教育就学前		8割	2割
義務教育就学後～69歳		7割	3割
70歳以上75歳未満※	現役並み所得者	7割	3割
	一般	8割	2割

※70歳以上75歳未満の方は、“高齢受給者”といい、医療機関窓口での自己負担は2割、現役並み所得者は3割となります。受診の際は、医療機関に保険証とともに「高齢受給者証」を提示してください。

※現役並み所得者とは、70歳以上の被保険者（本人）のうち、標準報酬月額が28万円以上の方とその70歳以上の被扶養者（家族）です。

※被保険者（本人）が70歳未満の場合、その被扶養者（家族）である高齢受給者の自己負担割合はすべて2割です。

健康保険給付の対象外となるもの

次の場合には原則として健康保険給付の対象外となりますのでご注意ください。

- 病気とみなさないもの（美容整形等）
- 健康診断
- 予防接種
- 柔道整復師（整骨・接骨院）での以下の治療
 - ・ 日常生活の疲労、肩こり、腰痛、体調不良等
 - ・ スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
 - ・ 病気（神経痛、リウマチ、ヘルニア等）が原因の痛みやこり
 - ・ 同じ時期に同じ負傷で、整形外科の治療と柔道整復師の施術を重ねて受診した場合
 - ・ 以前の骨折や捻挫などの治療後に痛みだした場合

健康保険組合へ連絡が必要となるもの

次の場合には健康保険組合への連絡が必要となりますのでご注意ください。

- 交通事故によって負傷した際の治療（自損事故も含む）・・・事前に健康保険組合へ連絡要
- 市区町村医療助成制度の受給資格者

(2) 現金給付一覧

療養費	立て替え払いをした後で健康保険組合に請求すれば一定基準の現金を支給 ・ やむを得ず保険証なしで受診したとき ・ 医師の同意を得てコルセット、ギブス等を装着したとき ・ 医師の同意を得てハリ、灸、マッサージ等にかかったとき 等、詳細については、ホームページを参照ください。
-----	---

移送費	治療の必要性から患者を他へ移送するとき
埋葬料	被保険者が死亡したとき、定額 50,000 円を支給
埋葬費	被保険者が死亡し、生計維持関係のない人が埋葬したとき、50,000 円以内の実費を支給
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき、定額 50,000 円を支給
出産育児一時金	被保険者または被扶養者が出産したとき、488,000 円（1 児につき）尚、妊娠 4 カ月（85 日）以後であれば流産・死産でも支給されます。 ※産科医療補償制度加入の医療機関等で在胎週数 22 週以降に出産した場合は、12,000 円を加算支給

(3) 法定給付と付加給付

健康保険法で決められている給付が法定給付です。

付加給付は、健康保険組合が独自に行う給付で高額療養費に上積みされる給付です。

法定給付と付加給付の一覧についてはホームページの「保険料と保険給付」を参照。

本人、家族の自己負担額が 1 人 1 医療機関 1 診療報酬明細書 1 カ月につき 30,000 円を超えた場合、超過額（10 円未満は四捨五入）を支給します。但し、超過額が 100 円未満の場合は支給しません。

※70 歳以上は、21,000 円未満の自己負担額も合算の対象となるため、合算となった場合、付加給付が支給とならないことがあります。

2. 給付金の支給方法

(1) 支給方法

登録口座（保険料引落口座）への自動振込により支給します。

(2) 支給日

給付の種類によって、次の通り支給します。なお、金融機関によっては入金日が多少遅くなります。

- ① 高額療養費等・・・・・・・・・・受診後 3～4 カ月後の 20 日頃
- ② 療養費、埋葬費、人間ドック受検補助等本人からの申請によるもの
・・・・・・・・・・10 日までに受け付けた不備のない申請書について翌月 20 日頃

3. 医療費通知について

健保給付金のある月分の医療費の額、健保組合からの給付額等は、医療費通知にてお知らせします。医療費通知は、ホームページにて下記スケジュールで閲覧可能となります。

確認できる診療月	閲覧いただける期間
前年度 12 月診療分～6 月診療分	9 月中旬頃～10 月末日
前年度 12 月診療分～10 月診療分	1 月中旬頃～3 月末日
前年度 12 月診療分～11 月診療分	2 月中旬頃～3 月末日

※パソコン、スマートフォン等で閲覧できない場合は、健保組合までご連絡ください。

※ホームページより医療費控除データをダウンロードすることにより、医療費控除の電子申請（e-Tax）に使用できるデータの作成が可能です。

（2 月中旬頃に 1 月～11 月診療分のデータを登載します。※12 月分は領収証が必要です。）

加入に際しての Q&A

Q1 退職後は日本生命健保の特例退職被保険者制度に加入しなければならないのですか？

A どの医療保険制度に加入するかは本人の選択です。
保険料・給付内容等、十分ご検討のうえで、どの制度に加入するかを決めてください。

Q2 国民健康保険(国保)と日本生命健保の特例退職被保険者制度ではどちらが有利ですか？

A 特例退職被保険者制度の保険料は、日本生命健康保険組合規約に定めた標準報酬月額に保険料率を乗じた額が当年度(4月～翌年3月分)の保険料になり、**加入者全員一律**です。国保は各市区町村により、また個人の所得等により異なりますので、保険料に関してどちらが有利であるかは一概には言えません。(国保の保険料等詳細については、お住いの市区町村役場にてお確かめください。)
法定給付は同じですが国保は、自己負担に対する付加給付はなく、日本生命健保の特例退職被保険者制度では自己負担額が1診療報酬明細書(レセプト)1人1カ月につき30,000円(健保適用分)を超えると超過額が付加給付として戻ってきます。

Q3 特例退職被保険者制度を就職により脱退しましたが、再就職先を退職し再就職先の任意継続被保険者制度に加入した場合は、日本生命健保の特例退職被保険者制度に再加入はできますか？

A 再就職先を退職後に国保に加入、もしくは家族の被扶養者となっていなければ再加入できます。

Q4 現在、「任意継続被保険者」となっています。その場合も、日本生命健保の「特例退職被保険者制度」に加入できますか？

A 任意継続被保険者の方でも、特例退職被保険者制度の加入要件を満たしていれば加入できます。「任意継続被保険者資格喪失届」と「特例退職被保険者資格取得届 兼 被扶養者異動(認定)届」「口座振替依頼書」を“申請書ダウンロード”、または全国のコンビニ(ファミリーマート・ローソン・ポプラ)に設置されたコピー機※から出力し、記入のうえ必要添付書類とともに提出ください。

※出力方法については、日本生命健保オフィシャルホームページ>申請書ダウンロード>コンビニネットプリントサービスを参照

Q5 現在、B社に勤務しており、B社の健康保険の被保険者となっています。その場合も、日本生命健保の「特例退職被保険者制度」に加入することができますか？

A 加入の資格要件を満たしていても、他の健康保険の被保険者になっている間は加入できません。また、B社を退職後、日本生命健保の「特例退職被保険者制度」に加入できる資格要件を満たしている場合は、加入することができます。

Q6 申請書を送付したが、保険証はいつもらえますか？

A 申請書を受付けても資格取得日より前には加入手続きを進めることができません。資格取得日以降に加入手続きを行い、直ちに納付書を送付いたします。初回保険料を納入いただいた日から2～3営業日後に保険証を簡易書留で送付いたします。

Q7 保険証が届くまでに病院へ行く場合は、どうしたらいいですか？

A 一旦、全額自己負担で受診していただき、保険証が届いた時点で医療機関で精算していただくか、「療養費支給申請書」で健保組合あてご請求ください。

Q8 保険料は加入したときのまま脱退するまで同じ額ですか？

A 保険料は、日本生命健康保険組合同規約に定めた標準報酬月額に保険料率を乗じた額となります。(加入者全員一律)
標準報酬月額の変更や保険料率の改定があったときは保険料が変わります。

日本生命健保オフィシャルホームページのご案内

ご自宅のパソコンや、スマートフォンからもアクセスできます！！

<https://nissay-kenpo.or.jp/>

スマートフォンからはこちら



または、“日本生命健康保険組合”と検索！

日本生命健康保険組合



検索



日本生命健康保険組合 06-6209-4849(自動音声サービス)
(受付時間 年末年始、祝祭日を除く 月～金 10:00-12:00 13:00-14:00)